

松戸市立総合医療センター別棟建設事業
サウンディング型市場調査実施要領

令和6年6月

目次

1 経緯	1
2 目的	1
3 事業の概要等	1
(1) 事業概要	
(2) 事業内容	
4 サウンディング型市場調査について	2
(1) 所要時間	
(2) 予定しているサウンディング項目	
(3) 対象者	
5 参加要件	2
(1) 参加要件	
6 スケジュール及び参加手続き	3
(1) スケジュール	
(2) 参加手続き	
(3) 担当部署	
7 留意事項	3
(1) 参加に関する取り扱い及び費用	
(2) 実施結果の公表	

1 経緯

本市の病院事業は、急性期の松戸市立総合医療センター（以下、「総合医療センター」という。）、回復期の松戸市立福祉医療センター東松戸病院（以下、「東松戸病院」という。）及び東松戸病院に併設する介護老人保健施設梨香苑（以下、「梨香苑」という。）の2病院1施設を運営し、本市の地域医療に貢献してまいりました。

総合医療センターは、救急や急性期を中心に多様化、複雑化する医療ニーズに応えるため、高度医療、救急医療及び政策的な医療の提供等を行っている急性期の総合病院です。

東松戸病院は、国より旧国立療養所松戸病院の払下げを受け、平成5年に開設して以来、高齢者等医療需要への対応を行ってまいりました。

併設の梨香苑は、在宅支援などの回復期医療のサービス拠点病院としての役割を担ってまいりました。

一方、東松戸病院及び梨香苑は、旧国立病院以来50年以上が経過し、施設や設備全般の経年劣化への対応は長年の課題でした。

さらには、耐震性能の脆弱さによる自然災害への対応が難しい状況であることは、今後の医療、介護サービスの提供のあり方を検討する上で、喫緊の課題となっております。

これらのことを踏まえ、本市の医療施策として提供する医療を確保するべく、松戸市病院事業再編計画（令和4年2月版）（以下、「再編計画」という。）が作成され、東松戸病院及び梨香苑は令和6年3月末をもって閉院することが決定しました。

東松戸病院が担ってきた緩和ケア病棟及び人間ドックを総合医療センターに継承するため、また、同センターの更なる経営改善に向け、外来手術室の新設、外来診療室の増設等を行うために、別棟を増築することとなりました。

再編計画に基づき、令和6年3月に「松戸市立総合医療センター別棟建設工事」の入札公告を行いました。開札日より前に入札参加業者が辞退したため、残念ながら入札中止となりました。

原因の検証のため辞退者へヒアリングを実施した結果、労働者不足による労務単価の高騰や急速に進む物価高騰により予定価格以内での応札が困難な状況であるということでした。

また、国内では建設需要が供給可能な工事量を上回っており、施工体制を構築することが非常に厳しく、特に電気、機械設備系の施工業者の確保が極めて難しい状況にあるということを確認したところです。

2 目的

サウンディング型市場調査によって市場動向などを確認し、入札に参加いただける環境整備を図ります。

3 事業の概要等

（1）事業概要

本事業は、総合医療センター敷地内に別棟を増築するものです。

(2) 事業内容

- ①事業名称 松戸市立総合医療センター別棟建設事業
- ②事業場所 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の 1
- ③事業概要 鉄筋コンクリート造 地上 4 階・塔屋 1 階 耐震構造
- ④敷地面積 55,750.13 m²
- ⑤建築面積 1,080 m² (既存建物：8,792.70 m²)
- ⑥延床面積 3,630 m² (既存建物：47,020.72 m²)

4 サウンディング型市場調査について

(1) 所要時間

1 社あたり 60 分程度を予定しています。

(2) 予定しているサウンディング項目

- ①市場状況について (昨今の建築市場、建設物価、労務費等の動向)
- ②発注時期及び工期について
- ③参加要件及び発注方式について
- ④工事価格
- ⑤その他

(3) 対象者

建築業者、電気設備業者、機械設備業者

5 参加要件

参加要件は、次のとおりとします。なお、本調査は参加者に本事業に係る公募への参加を義務づけるものではありません。

(1) 参加要件

- ①建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の特定建設業の許可を受けていること。
- ②医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) の医療施設に係る新築、増築、改築又は改修工事を施工した実績を有すること。
- ③地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者
 - イ 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

6 スケジュール及び参加手続き

(1) スケジュール

①サウンディング型市場調査実施要領の公表

令和6年6月17日（月）午前9時

②図面等の関係資料の配布

令和6年6月17日（月）から令和6年7月5日（金）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日等を除く午前9時から午後5時まで担当部署にて配布

③対話の参加受付

令和6年6月18日（火）午前9時から

令和6年7月5日（金）午後5時まで

④第1回目対話（市場状況、発注時期、工期、参加要件及び発注方式について）の実施

令和6年7月1日（月）から令和6年7月19日（金）

⑤第2回目対話（工事価格について）の実施

令和6年8月下旬予定

(2) 参加手続き

別紙1「対話申込書」に必要事項を記載のうえ、メールにて担当部署へ提出してください。

(3) 担当部署

郵便番号 270-2296

住 所 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の 1

担当部署 松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

電 話 047-712-0756

F A X 047-712-2553

E メール mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp

7 留意事項

(1) 参加に関する取り扱い及び費用

①参加実績は、今後予定されている本事業の施工者選定において、評価の対象となりません。

②参加に要する費用は、事業者の負担となります。

(2) 実施結果の公表

①実施結果については、まとめた概要を公表する場合があります。

②参加者の氏名や個別の意見内容については、公表いたしません。

(別紙 1)

「松戸市立総合医療センター別棟建設事業サウンディング型市場調査」

対話申込書

1	会 社 名				
	所 在 地				
	サウンディング 型市場調査の 担 当 者	氏 名		所属部署	
		E-mail			
電話番号					
2	サウンディング型市場調査における対話（第1回目）の希望日を記入し、 時間帯をチェックしてください。（2ヶ所記入してください。）				
	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでもよい	
	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでもよい	
3	対話参加予定者氏名	所 属 部 署・役 職			

※第2回目対話の日程については、第1回目対話以降に希望日を確認します。